



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 2
- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 3
- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 3
- 沖縄県企業局職員安全衛生管理規程及び沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程…………… 3
- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 4
- 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程…………… 5
- 沖縄県企業局標準的な職を定める規程の一部を改正する規程…………… 5
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 5
- 沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 6

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 7
- 令和4年4月1日及び令和5年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号級数の特例に関する規程…………… 14
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 16
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 16
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程…………… 16
- 沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示…………… 16
- 沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令…………… 17
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 19
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令…………… 20

### 議会事項

- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………… 21

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

### 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次長」を「副参事」に改める。

第33条の4第4号を削り、同条中第5号を第4号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の2の表中「水道事業費用又は工業用水同事業費用」を「水道事業費用又は工業用水道事業費用」に改め、

「

--	--	--	--

賃金」を「

--	--	--	--

臨時職員の賃金」を

削り、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、

「

--	--	--	--

賃金」を

削り、別表第1の3の表中「有形固定資産（営業権）」を「無形固定資産（営業権）」に、「破産等更生債権」を「破産更生債権等」に改める。

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から15の項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第3号（その1）、様式第4号（その1）、様式第5号（その1）、様式第5号の2（その1）、様式第5号の3（その1）、様式第12号（その1）、様式第13号（その1）、様式第28号の2、様式第28号の3、様式第29号、様式第30号、様式第33号、様式第35号、様式第37号（その1）、様式第39号の2及び様式

第42号中 

調整監等 (次長)
--------------

 を 

調整監等 (副参事)
---------------

 に改める。

様式第46号中 

所 長	次 長	副参事

 を 

所 長	副参事

 に改める。

様式第48号中 

調整監等 (次長)
--------------

 を 

調整監等 (副参事)
---------------

 に改める。

様式第49号の2中 

調整監等 (次長)
--------------

 を 

調整監等 (副参事)
---------------

 に、

班 員 (課員)
-------------

 を 

班 員
-----

 に改める。

様式第51号の3及び様式第52号中 

調整監等 (次長)
--------------

 を 

調整監等 (副参事)
---------------

 に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第2号**

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「沖縄県公営企業の設置等に関する条例」の次に「（昭和47年沖縄県条例第30号）」を加える。

別表第3の4級の項及び5級の項中「次長、」を削る。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第3号**

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第9号中「職員が」を削り、同条第14号中「6月1日から10月31日まで」を「5月1日から11月30日まで」に改め、同条第16号中「職員が」を削り、同条中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年について5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第4号**

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の表沖縄県企業局水質管理事務所の項中「総括班 試験班」を「水質管理班」に改める。

第11条の表中「今泊及び」及び「、天底」を削る。

第16条の表次長の項を削る。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第5号**

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程及び沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局職員安全衛生管理規程及び沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程**

（沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県企業局職員安全衛生管理規程（昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「総括班」を「水質管理班」に改める。

（沖縄県企業局文書管理規程の一部改正）

**第2条** 沖縄県企業局文書管理規程（平成7年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（水質管理事務所にあつては、次長）」を削る。

第6号様式中「次長」を「副参事」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第6号**

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第38条第4項」を「第38条第3項」に改める。

別表第3中

を

気中、ガス、(責任分界点)	1月
引込線等	1月
	1月
真空、磁気、気中	1月
C-GIS含む	1月
油入、乾式、モールド、ガス	1月
PT、CT	1月
リアクトル含む	1月
	1月
バスダクト含む	1月
	1月
	1月
ケーブル、支持物	1月
	1月
	1月
	1月
	1月
ディーゼル、ガスタービン	1月
	1月
	1月
	1月
	1月
充電器、インバータ、蓄電池	1月
	1月
	1月

気中、ガス(責任分界点)	1月～2月
引込線等	1月～2月
	1月～2月
真空、磁気、気中	1月～2月
C-GIS含む	1月
油入、乾式、モールド、ガス	1月～2月
PT、CT	1月～2月
リアクトル含む	1月～2月
	1月～2月
バスダクト含む	1月～2月
	1月～2月
	1月～2月
ケーブル、支持物	1月～2月
	1月～2月
	1月～2月
	1月～2月
ディーゼル、ガスタービン	1月
	1月
	1月
	1月
	1月
充電器、インバータ、蓄電池	1月～2月
	1月～2月
	1月～2月

	1月		1月～2月
--	----	--	-------

に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第7号**

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「所次長」を「技術総括等」に、「、次長」を「、副参事」に改め、同条第9号中「副参事」を「本庁機関の副参事」に、「又は」を「、」に、「若しくは所次長」を「又は技術総括等」に改める。

第12条及び第14条ただし書中「所次長」を「技術総括等」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第8号**

沖縄県企業局標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局標準的な職を定める規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第16条」を「組織規程第16条」に改め、「次長、」を削り、「課長、主査」を「主査」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局訓令第2号**

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚 原 憲 実

**沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第10号中「6月から10月まで」を、「5月から11月まで」に改め、同条に次の5号を加える。

(13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が

定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

- (14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (16) 第13号ア及びイのいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号並びに次条第1項第3号ア、ウ及びエにおいて同じ。）の出産のため家事等に従事する場合 出産予定日から起算して10日前の日（その日前に出産のため入院したときは、入院した日）から出産日以後10日を経過する日までの間において、2日を超えない範囲で必要と認める期間
- (17) 第13号ア及びイのいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

第16条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ないもの」を「ない会計年度任用職員」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イ中「あるもの」を「ある会計年度任用職員」に改め、同号ウを削り、同号を同項第5号とし、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

#### 沖縄県企業局訓令第3号

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

#### 沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1出先の項中「次長」及び「課長」を削り、同表注2中「、次長」を削る。  
 別表第4倫理・規律の項中「沖縄県企業局職員倫理規程」の次に「（平成13年沖縄県企業局訓令第2号）」を加える。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**病院事業局事項**

**沖縄県病院事業局管理規程第5号**

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程**

（沖縄県病院事業局組織規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条」に、「第10条・第11条」を「第11条・第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条」を「第14条」に改める。

第4条を次のように改める。

（課及び班の設置）

**第4条** 本庁機関に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
病院事業総務課	総務・危機管理班 人事班 給与班
病院事業経営課	予算経理班 経営改善班 施設整備・ICT推進班
病院事業企画課	医療企画班 人材確保・育成班 業務支援班

第5条を次のように改める。

（病院事業総務課の所掌事務）

**第5条** 病院事業総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管理規程等の制定及び公表並びに例規類の編さん発行に関すること。
- (2) 文書の收受、審査、発送及び保存管理に関すること。
- (3) 公印に関すること（県立病院に属するものを除く。）。
- (4) 議会に関すること。
- (5) 職員の任免、分限、懲戒、服務、研修、その他人事に関すること（病院事業企画課が所掌する事務を除く。）。
- (6) 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (8) 労働協約その他労働関係に関すること。
- (9) 働き方改革の推進に関すること。
- (10) 訴訟に関すること。
- (11) 防災及び危機管理に関すること。
- (12) 病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課の庶務的事務に関すること。
- (13) その他病院事業に関すること（病院事業経営課及び病院事業企画課が所掌する事務を除く。）。

第6条中第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号中「一時」を「起債及び」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号を削り、同条中第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 病院事業の経営に関する統計、分析及び改善に関すること。

(8) 病院の医事業務に関する調整、指導及び改善に関すること。

第6条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 病院事業のICT化の推進に関すること。

第13条を第14条とする。

第12条第1項の表中

課長	県立病院	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	を
----	------	-----------------------	---

課長	県立病院	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	に改
係長	県立病院	係の事務を処理する。	

め、同条第2項の表中「看護に関する業務を処理する。」を「病棟等の看護管理業務に従事し、所属職員を指揮監督する。」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第1項の表中

室長	室	室の事務を総括する。	を
医療企画監	病院事業総務課	医療の重要事項に関する事務を総括する。	
看護企画監	病院事業総務課	看護の重要事項に関する事務を総括する。	

医療企画監	病院事業企画課	医療に関する専門的な事務を総括する。	に改
看護企画監	病院事業企画課	看護に関する専門的な事務を総括する。	

め、同条第2項の表中

副参事	課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。	を
-----	------------------------------	---

室長	室の事務を総括する。	に改
副参事	課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。	

め、同条を第11条とする。

第9条第1項の表中

	5 医療機器及び備品の購入その他施設、設備の維持管理に関する こと（中部病院を除く。）。 6 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務に関する こと。	を
--	---	---

	5 医療機器及び備品の購入その他施設、設備の維持管理に関する こと（中部病院及び南部医療センター・こども医療センターを除 く。）。 6 薬品、診療材料等の調達に関すること（中部病院及び南部医療 センター・こども医療センターを除く。）。 7 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務に関する こと。	に、
--	---	----

1 経営管理に関すること（中部病院にあつては、薬品、診療材料 等の調達に関することを除く。）。	を
--	---



1 経営管理に関すること。

に改め、同条第3項中

「沖縄県立北部病院、沖縄県立宮古病院及び沖縄県立八重山病院にあつては経営課の所掌事務のうち収益確保に関する事務の一部を医事課において分掌するものとし、」を削り、「医事課の所掌事務を経営課」を「経営課及び医事課の所掌事務を医事・経営課」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項の表を次のように改める。

名称		内部組織				
病院	診療所	部	科、局、室又は課	係		
沖縄県立北部病院		事務部	総務課	庶務係 設備・調達係		
			経営課	経営企画係 経理・審査係		
			医事課	医事係		
	伊平屋診療所 伊是名診療所	医療部	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科 検査科 薬局 栄養管理室 放射線技術科 リハビリテーション室 臨床工学科 地域診療科 総合診療科			
				看護部		
沖縄県立中部病院		事務部	総務課	庶務係 給与・人事係		
			経営課	経営企画係 経理・審査係		
			医事課	医事第1係 医事第2係 診療情報管理係		
			設備・調達課	設備・調達係		
		医療部	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液・腫瘍内科 感染症内科 糖尿病・代謝内科 内分泌内科 心療内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 気管食道外科 肛門外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外			

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター			科 形成外科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 耳鼻咽喉・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 新生児内科 緩和ケア内科 歯科口腔外科 麻酔科 医療情報科 検査科 薬局 栄養管理室 放射線技術科 リハビリテーション室 臨床工学科 地域診療科 総合診療科	
		看護部		
	津堅診療所			
		事務部	総務課	庶務係 給与・人事係
			経営課	経営企画係 経理・審査係
			医事課	医事係
			設備・調達課	設備・調達係
		医療部	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液・腫瘍内科 感染症内科 糖尿病・代謝内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 気管食道外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 小児循環器内科 小児心臓血管外科 小児腎臓内科 小児神経内科 小児血液・腫瘍内科 小児内分泌・代謝内科 小児脳神経外科 小児整形外科 小児形成外科 小児精神科 小児泌尿器科 小児眼科 小児耳鼻咽喉科 新生児内科 小児放射線科 小児麻酔科 歯科口腔外科 麻酔科 医療情報科 検査科 薬局 栄養管理室 放射線技術科 リハビリテーション室 臨床工学科 地域診療科 総合診療科	
		看護部		
	久高診療所			
渡嘉敷診療所				
座間味診療所				
阿嘉診療所				
渡名喜診療所				
栗国診療所				

	北大東診療所				
	南大東診療所				
沖縄県立宮古病院		事務部	総務課	庶務係 設備・調達係	
			経営課	経営企画係 経理・審査係	
			医事課	医事係	
	医療部	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 歯科 口腔外科 麻酔科 検査科 薬局 栄養管理室 放射線技術科 リハビリテーション室 臨床工学科 地域診療科 総合診療科			
	看護部				
	多良間診療所				
沖縄県立八重山病院		事務部	総務課	庶務係 設備・調達係	
			経営課	経営企画係 経理・審査係	
			医事課	医事係	
	医療部	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 救急科 歯科 口腔外科 麻酔科 検査科 薬局 栄養管理室 放射線技術科 リハビリテーション室 臨床工学科 地域診療科 総合診療科			
	看護部				
		大原診療所			
		西表西部診療所			
		小浜診療所			
	波照間診療所				
沖縄県立精和病院		事務部	総務課	庶務係 設備・調達係	

		医事・経営課	経営企画係 医事係
	医療部	内科 心療内科 精神科 リハビリ テーション科 歯科 検査科 薬局 栄養管理室	
	看護部		

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(病院事業企画課の所掌事務)

**第7条** 病院事業企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の総合的企画、調整及び重要事業の進行管理に関すること。
- (2) 組織、職員定数及び職務権限に関すること。
- (3) 医療機能の在り方に関すること。
- (4) 人材確保、育成及びキャリア形成支援に関すること。
- (5) 医師及び看護師の人事に係る調整に関すること。
- (6) 臨床研修及び専門医研修に関すること。
- (7) 医療の質及び医療サービスの向上に関すること。
- (8) 医療安全管理に関すること。
- (9) 広報及び公聴に関すること。
- (10) その他病院事業の企画に関すること。

(沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第9号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改め、同条第10号中「第10条第1項」を「第11条第2項」に改め、同条第11号及び第12号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「病院事業総務課」を「病院事業企画課」に改め、同条第13号及び第14号中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第15号から第19号までの規定中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第20号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第3の4の項の次に次の2項を加える。

- 5 病院事業局職員(各県立病院の職員を含む。以下この表において同じ。)の昇格、昇給等の発令に関すること。
- 6 病院事業局職員の退職手当の裁定に関すること。

別表第5中4の項及び5の項を削る。

別表第8の1の項中「及び課」を「、課及び係」に改める。

(沖縄県病院事業局文書管理規程の一部改正)

**第3条** 沖縄県病院事業局文書管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「病院事業経営課」の次に「、病院事業企画課」を加える。

第8条中「病院事業経営課長」の次に「、病院事業企画課長」を加える。

第9条第1項中「総務班」を「総務・危機管理班」に改める。

第10条第1項中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に、「総務班」を「総務・危機管理班」に改め、同条第2項中「病院事業経営課」の次に「、病院事業企画課」を加える。

第12条第2号中「病院事業経営課」の次に「、病院事業企画課」を加える。

第13条第1項中「病院事業経営課長名」の次に「、病院事業企画課長名」を加える。

第14条第1項中「病院事業経営課」の次に「、病院事業企画課」を加える。

別表中

「病院事業経営課	病経	を	「病院事業経営課
			病院事業企画課

病経
病企

に改める。

第9号様式中

院	長
部	長
課	長
担	当

を

院	長
部	長
課	長
係	長
担	当

に改める。

(沖縄県病院事業局文書編集保存規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県病院事業局文書編集保存規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改める。

第7条第1項中「及び病院事業経営課長」を「、病院事業経営課長及び病院事業企画課長」に改める。

(沖縄県病院事業局電磁的記録管理規程の一部改正)

**第5条** 沖縄県病院事業局電磁的記録管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改める。

(沖縄県病院事業局公印規程の一部改正)

**第6条** 沖縄県病院事業局公印規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び病院事業経営課長」を「、病院事業経営課長及び病院事業企画課長」に改める。

第11条第2項中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に、「総務班」を「総務・危機管理班」に、「担当者」を「係長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)

**第7条** 沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条」を「第11条」に改め、同条第3号中「第12条」を「第13条」に改める。

(沖縄県病院事業局職員研修規程の一部改正)

**第8条** 沖縄県病院事業局職員研修規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び病院事業経営課長」を「、病院事業経営課長及び病院事業企画課長」に改める。

第11条第1項中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改める。

(沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第9条** 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「人事労務管理室長」を「病院事業総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)

**第10条** 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4病院事業広域異動職員行政職給料表級別標準職務表3級の項中

2 相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	を	2 相当高度の知識又は経験を必 3 出先機関の係長の職務
---------------------------	---	---------------------------------

要とする副主査の職務

に改め、同表4級の項中

「3 出先機関の課長の職務

を

「3 相当困難な業務を行う出先機関の係長の職務  
4 出先機関の課長の職務

に改める。

別表第5の3病院事業広域異動職員医療職給料表(3)級別標準職務表3級の項中「看護師長、」を削り、同表4級の項中「又は看護主幹」を「、看護主幹又は看護師長」に改め、「看護師長、」を削り、同表5級の項中「又は看護主幹」を「、看護主幹又は看護師長」に改める。

(沖縄県病院事業局財務規程の一部改正)

**第11条** 沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改める。

第4条中「病院事業経営課長」の次に「、病院事業企画課長」を加える。

第5条第3項中「経営課長の職にある者」の次に「（精和病院にあつては医事・経営課長の職にある者）」を加える。

別表第4中「総務班」を「総務・危機管理班」に改める。

(沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正)

**第12条** 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第11条に」を「第12条に」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「課長、室長、医療企画監及び看護企画監」を「課長、医療企画監及び看護企画監」に、「副参事」を「室長及び副参事」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「第10条第2項」を「第11条第2項」に、

「主幹

を

「班長

に、「並びに組織規程第12条第2項」を「並びに組織規程第13

第1項に規定する係長並びに同条第2項」に、「第12条第2項に規定する副主査」を「第13条第2項に規定する副主査」に、「第12条第2項に規定する主事」を「第13条第2項に規定する主事」に改め、同表2の項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同表3の項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「第12条第2項」を「第13条第2項」に、「副看護部長及び看護主幹」を「副看護部長、看護主幹及び看護師長」に、「看護師長、副看護部長及び主任看護師」を

「副看護師長及び主任看護師」に、

「看護師長

を

「副看護師長

に改め、同表4の項中「第12

条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第2中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第3中「第10条第2項」を「第11条第2項」に、「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第4中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

(沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部改正)

**第13条** 沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第12条」を「第13条」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第6号**

令和4年4月1日及び令和5年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する

規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

令和4年4月1日及び令和5年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第10項の規定に基づき、令和4年4月1日及び令和5年4月1日における沖縄県病院事業企業職員のうち、給与規程別表第13の中欄に掲げる職を占める職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和4年4月1日及び令和5年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例)

**第2条** 令和4年4月1日及び令和5年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下この項及び次項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第5号）第2条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の定める一般職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員

(2) 次項第3号に掲げる一般職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの

2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（県職員給与条例第7条第5項又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第7条第2項括弧書の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）

3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は改正前の給与規程第5条の12に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(補則)

**第3条** この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第7号**

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第20条中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度について5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第8号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「3,500円」を「7,250円」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第9号**

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

**新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程**

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年3月31日から施行する。

**沖縄県病院事業局告示第1号**

平成18年沖縄県病院事業局告示第1号（沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

表中「又は病院事業経営課」を「、病院事業経営課又は病院事業企画課」に改める。



沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令

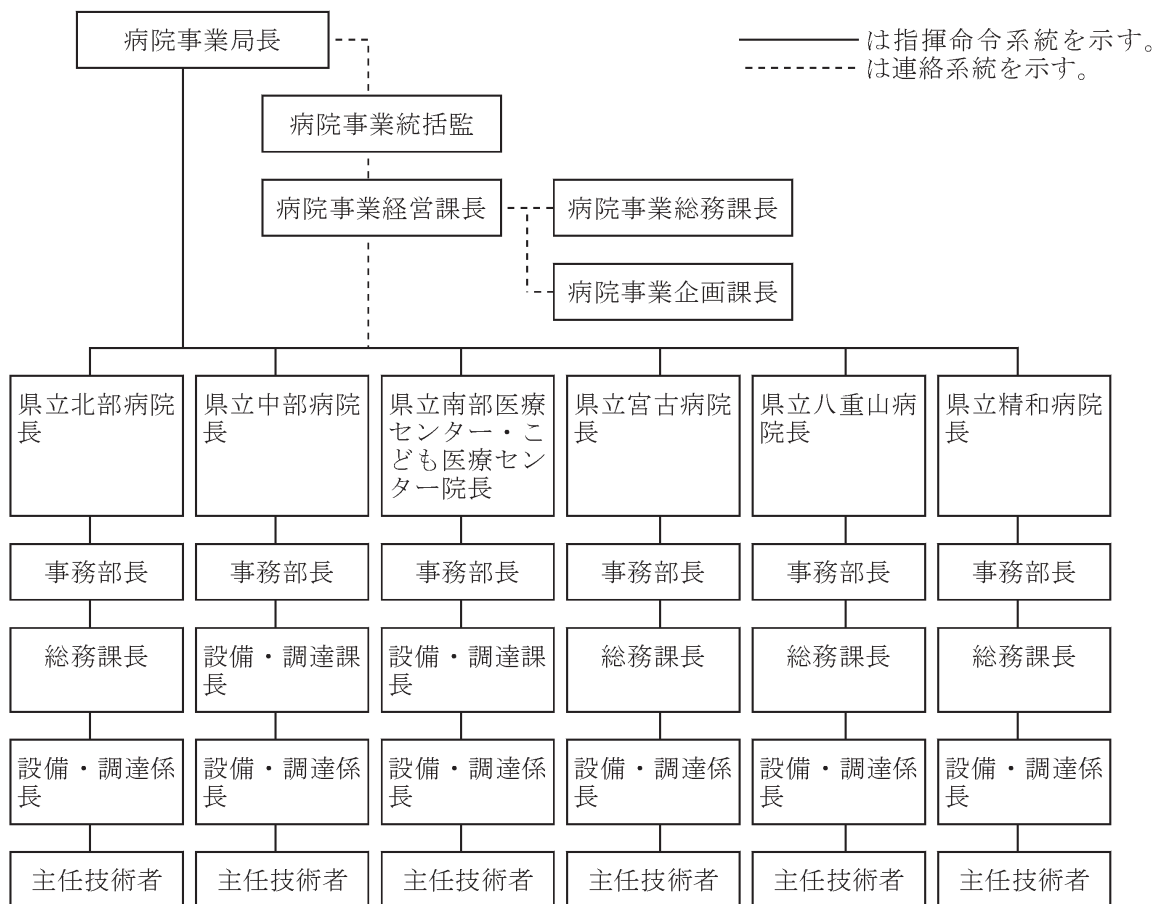
(沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第1条 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「施設管理担当者」を「設備・調達係長」に改める。

別表第1(1)を次のように改める。

(1) 組織構成及び指揮命令系統



別表第1(2)の表中「総務課長」を「総務課長又は設備・調達課長」に、「施設管理担当者」を「設備・調達係長」に、「各担当者」を「各係」に改める。

(沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び同条第4項中「人事労務管理室長」を「病院事業総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員倫理規程の一部改正)

第3条 沖縄県病院事業局職員倫理規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「病院事業経営課長」の次に「、病院事業企画課長」を加える。

(沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「病院事業経営課長」の次に「、病院事業企画課長」を加える。  
（沖縄県病院事業局職員名札はい用規程の一部改正）

**第5条** 沖縄県病院事業局職員名札はい用規程（平成20年沖縄県病院事業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「病院事業経営課長」の次に「、病院事業企画課長」を加える。  
（沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部改正）

**第6条** 沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「看護師長」を「副看護師長」に改める。  
（沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部改正）

**第7条** 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に改める。  
第19条第1項中「第11条」を「第12条」に、「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に改め、同条第2項中「第12条」を「第13条」に改める。  
別表第1中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">副看護部長 看護主幹（班長級相当職）</td> <td style="width: 33%;">看護部長</td> <td style="width: 33%;">—</td> </tr> <tr> <td>看護師長 副看護師長 主任看護師（主査級相当職）</td> <td>副看護部長</td> <td>看護部長</td> </tr> <tr> <td>主任 看護師（主事級相当職）</td> <td>看護師長</td> <td>副看護師長</td> </tr> </table>	副看護部長 看護主幹（班長級相当職）	看護部長	—	看護師長 副看護師長 主任看護師（主査級相当職）	副看護部長	看護部長	主任 看護師（主事級相当職）	看護師長	副看護師長	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">副看護部長 看護主幹 看護師長（班長級相当職）</td> <td style="width: 33%;">看護部長</td> <td style="width: 33%;">看護部長</td> </tr> <tr> <td>副看護師長 主任看護師（主査級相当職）</td> <td>副看護部長</td> <td>看護部長</td> </tr> <tr> <td>主任 看護師（主事級相当職）</td> <td>副看護師長</td> <td>副看護師長</td> </tr> </table>	副看護部長 看護主幹 看護師長（班長級相当職）	看護部長	看護部長	副看護師長 主任看護師（主査級相当職）	副看護部長	看護部長	主任 看護師（主事級相当職）	副看護師長	副看護師長
副看護部長 看護主幹（班長級相当職）	看護部長	—																		
看護師長 副看護師長 主任看護師（主査級相当職）	副看護部長	看護部長																		
主任 看護師（主事級相当職）	看護師長	副看護師長																		
副看護部長 看護主幹 看護師長（班長級相当職）	看護部長	看護部長																		
副看護師長 主任看護師（主査級相当職）	副看護部長	看護部長																		
主任 看護師（主事級相当職）	副看護師長	副看護師長																		

—
副看護部長

に改め、同表の注2を次のように改める。

注2 室長等とは、組織規程第11条第1項に規定する医療企画監及び看護企画監並びに同条第2項に規定する室長及び副参事をいう。

別表第2中「看護師長」を「副看護師長」に改める。

別表第3第1項の表中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改め、同表第2項の表中「病院事業経営課長」の次に「、病院事業企画課長」を加え、同表の注2中「、看護師長」を削り、同表の注4を次のように改める。

注4 室長等とは、組織規程第11条第1項に規定する医療企画監及び看護企画監並びに同条第2項に規定する室長及び副参事をいう。

（沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部改正）

**第8条** 沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「室長、医療企画監、看護企画監及び」を「医療企画監及び看護企画監並びに」に、「副参事」を「室長及び副参事」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第6号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第5条第5項中「及び病院事業経営課長」を「、病院事業経営課長及び病院事業企画課長」に、「及び

病院事業経営課に」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課に」に改める。

(沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部改正)

**第9条** 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「又は病院事業経営課」を「、病院事業経営課又は病院事業企画課」に改める。

第6条第4項中「若しくは病院事業経営課長」を「、病院事業経営課長若しくは病院事業企画課長」に改める。

(新型コロナウイルス感染症対策室設置規程の一部改正)

**第10条** 新型コロナウイルス感染症対策室設置規程（令和3年沖縄県病院事業局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」を「第11条」に改める。

第4条中「（別表第5の4の項及び5の項に掲げるものを除く。）」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第5号**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

県立病院	会計年度任用保育士	県立病院における保育に関する業務を処理する。	を
県立病院	会計年度任用保育士	県立病院における保育に関する業務を処理する。	
県立病院	会計年度任用救急救命事務員	県立病院における救急救命に関する業務を処理する。	に

改める。

第19条に次の5号を加える。

- (13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
  - ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
  - イ 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）
- (14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (16) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。)が出産する場合であつてその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、家事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。)

(17) 次のいずれにも該当する会計年度職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(民法(明治29年法律第89条)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。)

第20条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号中ウを削り、同号を同項第5号とし、同項第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改め、同条第3項第2号中「前項第7号」を「第1項第5号」に改める。

第21条第1項中「次の各号のいずれにも該当する」を「1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であつて1日につき管理者の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第1号」に、「同項第6号」を「同項第4号」に改める。

別表第5中 「会計年度任用保育士」 を 「会計年度任用保育士  
会計年度任用救急救命事務員」 に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第6号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊

勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特  
殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令**

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特  
殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

**議 会 事 項**

**沖縄県議会訓令第2号**

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県議会議長

赤

嶺

昇

**沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令**

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「法制広報班 委員会班」を「法制広報班 議会史編さん準備室 委員会班」に改める。

第3条第3項第24号を同項第26号とし、同項第23号中「第17号」を「第19号」に改め、同号を同項第25号  
とし、同項中第22号を第24号とし、第17号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の2号を加  
える。

(17) 議会史の編さんに関すること。

(18) 沖縄県議会史編さん委員会に関すること。

第4条第3項の表秘書室長の項の次に次のように加える。

議会史編さん準備室長	議会史編さん準備室の事務を掌理する。
------------	--------------------

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1